

**外国贈収賄規制の執行動向と実務対応～調査担当弁護士の視点から～**  
**弁護士・NY州弁護士・英国仲裁人協会会員・公認不正検査士 吉田 武史 氏**

**2017年4月28日 13:30～16:30**

第1. 近年の外国贈収賄規制の執行状況

1. FCPA

(1) 規制概要：執行機関は DOJ と SEC

	贈賄禁止条項	会計・内部統制条項
対象者	①発行体 ②国内関係者 ③米国内で行為の一部を行った者 * 共謀者、幫助者、代理人を含む	①発行体 * 共謀者、幫助者、代理人を含む
刑事罰(法人)	罰金刑 ①200 万ドル以下、又は ②利益又は損失の 2 倍を上限 共謀罪：罰金刑①50 万ドル以下又は②利益又は損失の 2 倍を上限	罰金刑 ①2500 万ドル以下、又は ②利益又は損失の 2 倍を上限
(個人)	禁錮刑 (5 年以下) 又は/及び 罰金刑 ①25 万ドル以下、又は ②利益又は損失の 2 倍を上限 共謀罪：禁錮刑又は/及び罰金刑①250 万ドル以下又は②利益又は損失の 2 倍を上限	禁錮刑 (20 年以下) 又は/及び 罰金刑 ①500 万ドル以下、又は ②利益又は損失の 2 倍を上限
民事制裁金 (法人)	1 万ドル以下	50 万ドル以下又は利益を上限
(個人)	1 万ドル以下	10 万ドル以下

(2) 執行動向

①企業数

	DOJ	SEC
2012	11	8
2013	9	8
2014	10	7
2015	2	8
2016	15	24
2017/4 現在	3	4

②日本企業

年月	業種	罰金・制裁金
2011/4	プラント	2 億 1880 万ドル
2011/9	ホース	2800 万ドル
2008/12	同従業員	禁錮 2 年・8 万ドル
2012/1	商社	5460 万ドル
2014/3	商社	8800 万ドル
2015/9	電機	1900 万ドル

③国際協力：同一企業による複数国での事件を複数当局が捜査協力して摘発するケース

年月	業種	罰金	対象地域等
2016/12	航空機エンジン	1億7000万ドル 合計で8億ドル以上	タイ、ブラジル、カザフスタン、アゼルバイジャン、アンゴラ、イラク、米国、英国、ブラジル
2016/12	建設・石油	合計最大45億ドル	アンゴラ、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、モザンビーク、パナマ、ペルー、ベネズエラ、米国、スイス、

④パイロット・プログラム

2016年4月5日から1年間ということで、FCPA違反につき自主申告、全面協力、改善措置をとる企業に対して、量刑ガイドラインの最低基準より刑事罰を25%、50%カットする、または訴追中止（Declination of Prosecution）とすることも視野にいれたパイロットプログラムが導入された。2016年9月末で5社がDeclination Letterを得ている<sup>1</sup>。

2. UK Bribery Act

(1) 規制概要：執行機関は、重大不正捜査局（Serious Fraud Office:SFO）贈賄罪(1条)、収賄罪(2条)、外国公務員贈賄罪(6条)、企業の贈賄防止懈怠罪(7条)を内容とする。

法人に対して上限なしの罰金、個人に対して10年以下の懲役又は及び上限なしの罰金という刑事罰がある。

(2) 贈賄防止懈怠罪の執行動向

年月	業種	刑事罰
2016/2	建設コンサル	罰金：£140万、没収：£85万、SFO費用：£95,000
2016/7	未公表	罰金：£620万、没収：£35万、
2017/1	航空機エンジン	罰金：£500万、SFO費用：£13万

3. 中国贈収賄規制

(1) 規制概要：執行機関は、検察院（刑法）と国家構想行政管理局（不正競争防止法）

	対国家公務員贈賄（刑法）	対非国家公務員贈賄（刑法）	贈賄（不競法）
単位 ＝組織体	罰金刑（上限なし） 直接責任者：懲役5年以下	罰金刑（上限なし） 直接責任者：懲役10年以下	事業者に対する行政罰金：1万～20

<sup>1</sup> <https://www.justice.gov/criminal-fraud/pilot-program/declinations>

	下又は短期勾留刑及び板金刑	又は短期勾留刑及び板金刑	万ジンミンゲン及び営業許可取消
個人	懲役刑、罰金刑及び財産没収	贈賄者：10年以下の懲役又は拘留、及び罰金刑 収賄者：懲役刑又は拘留及び罰金刑	

(2) 執行動向 (日本企業)

年月	業種	罰金	行為
2014/12	自動車部品	罰金 1200 万円	対非公務員賄賂
2016/10	タイヤ	罰金 15 万円、没収 1730 万円	販促インセンティブを商業賄賂とした
同	同上	罰金 10 万円、没収 515 万円	同上

4. 日本：外国公務員贈賄罪

(1) 規制概要：執行機関は検察

	不競法第 18 条 1 項、第 21 条 2 項、第 22 条 1 項
法人	罰金刑：3 億円以下
個人	懲役刑：5 年以下又は/及び罰金刑：500 万円以下

(2) 執行動向

年月	対象者	刑事罰	対象行為
2007/3	コンサル会社の役員、社員計 2 名	罰金 50 万円及び 20 万円	フィリピン公務員への贈賄
2009/1・3	コンサル会社及び、役員社員計 4 名	法人罰金 7000 万円 個人懲役 2 年 6 月、2 年、1 年 8 月、1 年 6 月 (いずれも執行猶予付き)	ベトナム公務員への贈賄
2013/9	部品メーカー元役員	罰金 50 万円	中国公務員への贈賄
2014/3	コンサル会社及び役員 3 名	法人罰金 9000 万円 個人懲役 2 年、3 年、2 年 6 月 (いずれも執行猶予付き)	ベトナム、インドネシア、ウズベキスタン公務員への贈賄

5. 国際開発金融機関による調査・制裁

MDB, AFDB, ADB, EBRD, IADB, WB 等国際開発金融機関は融資契約において違反を調査し、制裁を課す権限を規定しているので、企業としては要注意である。

## 第2. 外国贈収賄に対する実務対応

### 1. ガイドライン

米国：A Resource Guideline to the U.S. Foreign Corrupt Practice Act, November 14, 2012

英国：The Bribery Act of 2010 Guidance about procedures which relevant commercial organizations can put into place to prevent persons associated with them from Bribing

中国：なし

日本：経産省「外国公務員贈賄防止指針」2015年7月30日改訂、日弁連「海外贈賄防止ガイドダンス」2016年7月15日

### 2. コンプライアンス制度の確立（抑止的コントロール）

- ①経営陣に対する研修、コミットメント確保
- ②コンプライアンス組織体制確立
- ③グローバルポリシー作成、決議、公表、経営陣からのメッセージ発信
- ④国内外拠点の役員、幹部職員対象のコンプライアンス制度導入研修
- ⑤国内外拠点に対するコンプライアンス調査実施⇒弁護士起用メリット（秘匿特権）
- ⑥贈賄リスクの分析、評価
- ⑦規定類再整理と内部統制整備⇒特に懲戒人事評価が需要
- ⑧グローバル内部通報制度導入⇒弁護士起用メリット（秘匿特権）
- ⑨社内不正調査体制構築
- ⑩教育研修、コンプライアンスサポート体制整備、実施
- ⑪内部監査による継続的モニタリング
- ⑫経営陣主体の継続的改善取組

【事例】M社（金融機関）の上海事務所MDによる贈賄行為につき、M社コンプライアンス体制を評価しDOJとSECはM社への法的措置を行わなかった。

### 3. 早期発見のコツ（発見的コントロール）

発見の主たる端緒としては財務記録、取引先マスター、業務委託契約書がある。経理担当部門、内部監査担当部門の役割が重要である。

### 4. 有事対応（危機管理）

①発覚後の迅速な社内捜査、②迅速な改善措置、③当局への全面協力、④司法取引

【事例】N社は不正支払い発見後SECとDOJに自主申告し徹底的な社内調査を実施し、改善措置を採った。また当局捜査に全面協力。Declaration Letterを取得した。

以上